

## 放課後児童クラブにおける「みなし支援員」に係る経過措置終了後の対応について

## (1)現状

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(以下、「基準条例」) 第10条 (資料2)

- ①放課後児童支援員の数は、支援の単位(一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下)ごとに2人以上(その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる)
- ②上記放課後児童支援員は、同条3項の1号～10号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修(以下、「認定資格研修」)を修了したものでなければならない。
- ③ただし、令和2年3月31日までは、上記研修を平成31年度中に「修了することを予定している者」も支援員としてみなすこととしている。

## (2)課題

- ①現状で認定資格研修を受講していない者は、令和2年4月1日以降、研修を修了するまで支援員として配置することができない。

(例)

指定 管理者	クラブ 数	支援の 単位	必要 支援員数 (ア)	現状支援員配置数		支援員 不足数 (ア)－(イ)
				支援員(イ)	みなし支援員	
A	1	4	4	4	0	0
B	1	4	4	3	1	1

- ②令和2年4月1日以降、新たに支援員を採用する場合に、予め研修を修了していなければならない。

## (3)国からの通知 (資料3)

- ①市町村及び事業者において認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要
- ②みなし支援員の要否や在り方に係る各自治体の判断を踏まえ、条例の適切な見直し等の検討が求められている。

## (4)他政令市・県内他市町村の状況

- ①他政令市について、19市中8市は条例等の改正を予定。
- ②県内他市町村について、19市町村中12市町村は条例等の改正を予定。

## (5)今後の方針

上記状況を踏まえ、市としては条例改正を行いたいと考えており、改正案は下記の通り。

### 【現行】

**第10条3項** 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

**附則** 第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

### 【改正案】

#### ①現状で認定資格研修を受講していない支援員の対応

⇒現在の経過措置期間を 2年間延長する。

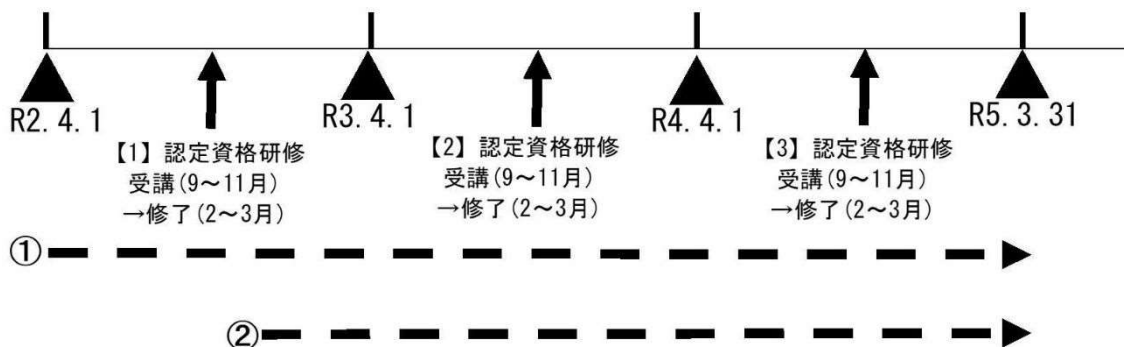
**附則** 第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和4年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

#### ②新たに採用する支援員の対応

⇒採用時に認定研修が未受講でも、採用後2～3年以内に研修を修了する見込みの者は、支援員としてみなす。

**第10条3項** 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業者に新たに採用された者であつて、その新たに採用された日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までの間に当該研修を修了することが見込まれる者を含む。）でなければならない。

(例) ①令和2年4月1日に採用する場合 ②令和2年12月1日に採用する場合



○新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年10月7日条例第63号

## 改正

平成28年7月4日条例第46号

平成30年7月6日条例第38号

平成30年12月28日条例第49号

新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

**第2条** この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

**第3条** 市長は、新潟市社会福祉審議会条例（平成12年新潟市条例第4号）第1条の規定により設置される新潟市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

**第4条** 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備及び運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

**第5条** 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた

主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会との交流及び連携を図るよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、児童、児童の保護者及び小学校その他地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 放課後児童健全育成事業者は、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであってはならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

**第6条** 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に対して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、小学校その他地域社会と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する具体的計画を、放課後児童健全育成事業者の職員並びに利用者及びその保護者に周知しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

**第7条** 放課後児童健全育成事業者において利用者の支援に従事する職員は、豊かな人間性及び倫

理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

**第8条** 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

**第9条** 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く。以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項の設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

**第10条** 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者であって、放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士となる資格を有する者

(2) 社会福祉士となる資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に規定する中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項

の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項第3号に規定する文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に規定する大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、利用者の安全管理等を十分に行うことができる場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

**第11条** 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条、性別、社会的身分、障がいの有無又

は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第12条** 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

**第13条** 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

**第14条** 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

**第15条** 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

**第16条** 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は

その家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

**第17条** 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

**第18条** 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(保護者との連絡)

**第19条** 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

(関係機関との連携)

**第20条** 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設（法第7条第1号に規定する児童福祉施設をいう。）及び利用者の通学する小学校並びに必要な応じ児童相談所、児童委員その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故防止対策と事故発生時の対応)



**第21条** 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供による事故の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の保護者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成27年4月1日）

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間は、第9条第2項の規定は、適用しないこととすることができる。

3 施行日に補助員となった者に係る第10条第2項の規定の適用については、同項中「放課後児童健全育成事業に従事した日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

4 施行日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則（平成28年7月4日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月6日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第49号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

事務連絡  
令和元年10月3日

全国知事会  
全国市長会  
全国町村会

内閣府地方分権改革推進室

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準の見直しに伴う  
留意事項について

平素より地方分権改革の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

さて、先般公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）において、全国知事会、全国市長会及び全国町村会から共同で御提案をいただいていた放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準（以下「国基準」という。）の見直しが実現し、国基準については、令和2年4月1日以降、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されることとなったところです。

今般、当該見直しに関し、厚生労働省より、別添「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和元年10月3日厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「通知」という。）が発出されましたのでお知らせいたします。

なお、「みなし支援員」に係る経過措置（※）については、令和2年3月31日に終了することとされ、通知において、都道府県及び指定都市においては、認定資格研修の機会の提供に努めていただき、市区町村においても、認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、特段の配慮を行う必要があるとされておりますので、適切に御対応願います。その上で、各市区町村の実情を踏まえ、引き続き「みなし支援員」制度が必要であるという場合には、国基準が参酌すべき基準に見直されたことに伴い、各市区町村の責任と判断のもと、その期間を延長すること等も可能となっております。

つきましては、各市区町村において、今年度中に、令和2年4月1日以降の「みなし支援員」の要否や在り方について、各市区町村の実情を踏まえ十分にご検討いただくとともに、「みなし支援員」について、期間の延長等国基準と異なる取扱いをされる場合には、各市区町村の基準を定める条例の適切な見直し等を行っていただく必要があることに御留意願います。さらに、全国知事会におかれては、各都道府県より管内市区町村に対して適切な助言等がなされるよう御配慮願います。

※「みなし支援員」に係る経過措置

認定資格研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員の資格を満たし、平成32年（令和2年）3月31日までに当該研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能とされている（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条）。

子発1003第1号  
令和元年10月3日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の  
施行について

本日、別添1のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の趣旨及び内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。

現在、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされている。

本年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が公布され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することとされた。これに伴い、設備運営基準第1条第1項について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分を削除し、設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とする。

## 第二 留意事項

- 1 今般、事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではない。
- 2 事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。また、条例制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要である。

事業者においては、児童の安全の確保には最大限の留意が必要であることから、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）にあるとおり、事故等の防止及び対応に関する訓練等を実施するとともに、市町村や学校等関係機関と連携・協力体制を整備しなければならない（別添2）。
- 3 法第34条の8の3に規定する報告及び立入調査等については、設備運営基準、運営指針等を参考にしつつ、条例に則った運営がされているかや、児童の安全や事業の質が確保されているかという観点から、各市町村において適切に実施すべきである。特に、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、2で示した体制等が整備されているかという観点から実施すべきである。
- 4 設備運営基準第10条第3項及び附則第2条に規定する放課後児童支援員については、令和2年3月31日にその経過措置が終了する予定であることも踏まえ、都道府県及び指定都市においては、設備運営基準第10条第3項に規定する都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う

研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）の機会の提供に引き続き積極的に努めることとし、研修の回数や開催場所など受講者への配慮も必要である。また、市町村及び事業者においても、放課後児童支援員認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要である。

### 第三 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行する。

## 放課後児童クラブにおける「みなし支援員」に係る経過措置（留意点）

○「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」附則第2条第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。

経過措置期間（～平成32年（令和2年）3月31日）

○ 認定資格研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員の資格を満たし、平成32年（令和2年）3月31日までに修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能。（＝みなし支援員）

厚生労働省の実態調査（平成30年5月1日現在）によると、放課後児童支援員のうち約4割がみなし支援員として従事

経過措置期間終了後（平成32年（令和2年）4月1日～）

○ みなし支援員に係る国の経過措置については、期間終了後は延長されない見込み。  
○ 放課後児童クラブの運営に当たって、各自治体の実情によっては、条例とクラブの実態に不適合が生じる可能性がある。

※ 従うべき基準の参酌化に伴い、各自治体の責任と判断のもと、みなし支援員の期間延長等も可能な状況

＜留意点＞

みなし支援員の要否や在り方について各自治体で判断いただき、その判断を踏まえ、条例の適切な見直し等を検討いただく必要

## 指定管理者候補者の選定結果について

こども未来部こども政策課所管の新潟市ひまわりクラブについて、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名及び所在地	指定管理者（候補者）
小林ひまわりクラブ 新潟市南区浦梨215番地1	小林コミュニティ協議会 代表者 会長 小田 信雄 住 所 新潟市南区下木山613番地
新通つばさひまわりクラブ 新潟市西区大野137番地	株式会社 Dream Advance 代表者 喜多村 哲平 住 所 新潟市西区青山1丁目1番17号

## 選定理由等

施設の概要	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設
指定管理者 申請者 評価会議	委員 小池 由佳（新潟県立大学人間生活学部子ども学科教授） 委員 長谷川 雅朗（新潟市小中学校PTA連合会副会長） 委員 大竹 真理子（新潟市民生委員児童委員協議会連合会主任児童委員） 委員 中川 雅博（弁護士／新潟県弁護士会） 委員 五十嵐 ふさい（ファミリーホームいからし 管理者）
指定期間(予定)	令和2年4月1日～令和6年3月31日
選定理由	候補者選定にあたっては、地域で子育てを支援する環境を育むため、地域コミュニティ協議会が指定管理者となるクラブは非公募、その他のクラブは公募とし、4年間の指定管理期間で指定管理者を募集した。 「小林ひまわりクラブ」については、地域コミュニティ協議会から申請があったため非公募とし、「新通つばさひまわりクラブ」については、3団体から応募があった。 上記4団体について、新潟市ひまわりクラブ指定管理者申請者評価会議において、選定基準に基づき「基本方針」、「運営組織」、「運営についての提案」、「危機・維持管理」の4点について総合的に評価を行った。評価会議でのご意見、評価結果などを総合的に判断し、指定管理者候補者として2団体を選定した。 なお、候補者選定の参考とした評価会議の選定基準・評価結果は、参考資料別表1～2のとおりである。
スケジュール	募集要項等配布 8月22日～ 質問受付 8月22日～8月27日 応募受付 ～9月25日 第1回評価会議 10月18日 ※仕様書・選定基準・目標管理型評価項目については、8月の書面会議で決定 今後、市議会の議決を経て指定管理者に指定される。
所管部署 (問い合わせ先)	こども未来部 こども政策課 育成支援グループ TEL：025-226-1197（直通） E-mail： <a href="mailto:mirai@city.niigata.lg.jp">mirai@city.niigata.lg.jp</a>